

議案第 89 号

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

白岡市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年白岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「基づき、個人番号の利用」を「基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(7) 住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。

(8) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。

第 3 条中「法第 3 条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用」を「個人番号の利用及び特定個人情報の提供」に改める。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条

例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1 に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項中

「
公的給付の支給等の迅速かつ確実な
実施のための預貯金口座の登録等
に関する法律（令和 3 年法律第 3 8 号）
による公的給付支給等口座登録簿
への登録に関する情報（以下「公的
給付支給等口座登録簿関係情報」と
いう。）であって規則で定めるもの
」

を

公的給付の支給等の迅速かつ確実な
実施のための預貯金口座の登録等
に関する法律（令和 3 年法律第 3 8 号）
による公的給付支給等口座登録簿
への登録に関する情報（以下「公的
給付支給等口座登録簿関係情報」と
いう。）であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定
めるもの

に改め、同表の 2 の項中

「
公的
であ

給付支給等口座登録簿関係情報
について規則で定めるもの

を

「
公的給付支給等口座登録簿関係
であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則
で定めるもの
」

情報

で定

に改め、同表の 3 の項中

「
公的給付支給等口座登録簿関係情報
であって規則で定めるもの
」

を

「
公的給付支給等口座登録簿関係情報
であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定
めるもの
」

に改め、同表の 4 の項

中

「
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号
）による記載事項に関する情報であ
って規則で定めるもの
」

を

「
戸籍法（昭和 2 2 年
）による記載事項に
って規則で定めるも
住登外者宛名情報で
めるもの
」

法律第 2 2 4 号
に関する情報であ
の
あって規則で定

に改め、同表の 5 の項中

「
公的給付支給等口座登録
であって規則で定めるも
」

簿関係情報
の

を

「
公的給付支給等口座登録簿関係情報
であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定

に改め、同

めるもの

表に次のように加える。

6 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	就学援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化により実装される機能を用いて行う事務の実施に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。